

岐阜県公報

第二千六百十三号
平成二十二年七月九日
(金曜日)

目次

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 四七一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同) 四七一
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課) 四七二
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地計画課) 四七二
土地改良事業の工事の完了	(同) 四七三
土地改良区の定款の変更認可	(可茂農林事務所) 四七三
平成二十二年岐阜県警察官B採用試験の実施	(人事委員会) 四七三
正 誤	(出納管理課) 四七五
岐阜県会計規則の一部を改正する規則中訂正	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人PAL研究会
- 三 代表者の氏名 山村 寛
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市太平町六丁目一九番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、法律、会計、不動産の専門家が、勉強会や講演会を通じて、豊富な知識、ノウハウを地元中小企業経営者に提供し、地元中小企業の経営体質の改善、強化を図り、もって地域経済の活力を取り戻すこと、および、青少年との交流を通じ、社会教育の推進を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にじのこ
- 三 代表者の氏名 大塚 明美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光一六三八番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者に対して、おもに作業所においての居宅介護支援に関する事業を行い、作業指導及び生活指導を通して、知的障害者の自立と社会参加に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人バナナスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名 武藤 利樹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市小泉町一丁目二番地の一 多治見通 運株式会社内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民などに対して総合スポーツに関する事業を行い、地域住民などの育成と指導者の育成をすることで地域社会に貢献・寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十二年七月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年七月九日
岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十二年六月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称)スーパースタジオークワ岐阜坂祝店
加茂郡坂祝町黒岩林前一五一五番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十三年三月一日
- 五 店舗面積 五、九二二平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 三三八台
- 七 荷さばき施設の面積 一七一平方メートル

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
蛭川地区	中津川市役所	平成二二・七・九から 同 八・九まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
農村環境整備事業	深坂地区	平成二二・三・一九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
可児土地改良区	平成二二・七・九

平成二十二年岐阜県警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十二年岐阜県警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十二年七月九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
	警察官B（女性）	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官B（男性） 警察官B（女性）	平成二十二年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十二年三月までに卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等と認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十二年九月十九日(日)午前八時三十分から、岐阜市又は各務原市、多治見市及び高山市において行います。

(二) 方法

教養試験

高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十二年十月四日(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十二年十月中旬から十月下旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

(二) 方法

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査	
	警察官 B (男性)	警察官 B (女性)
身長	一六センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。
胸囲	七八センチメートル以上であること。	
視力	両眼とも裸眼視力が・六以上又は矯正視力が一・以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。	

体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者

を決定の上、平成二十二年十一月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登録された上、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十三年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また名簿に登録された者がすべて採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十二年度新規採用者の給料月額は、短大卒業業者で十八万三千二百円、高校卒業業者で十六万八千四百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県と愛知県、滋賀県及び警視庁は、共同して警察官B(男性)採用試験を実施します。

愛知県、滋賀県又は警視庁を希望する場合、いずれかの警察を第一志望又は第二志望として選択することができます。ただし、岐阜県以外の警察を第一志望とした場合は、岐阜県を第二志望に選択することはできません。

なお、愛知県、滋賀県又は警視庁は、岐阜県と、「三 受験資格」の年齢(愛知県及び滋賀県は昭和五十五年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者、警視庁は昭和五十五年九月二十一日から平成五年四月一日までに生まれた者)及び「六 給与等」において異なりますが、その他はおおむね岐阜県警察官B採用試験の例に準じています。また、採用予定人員は、愛知県及び滋賀県が若干人、警視庁が五人程度であり、採用予定年月日は原則として平成二十三年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、

岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験を希望する試験区分(「警察官B(男性)受験」又は「警察官B(女性)受験」)を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇 八五〇一(住所不要)岐阜県警察本部警務課あて郵送してください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十二年八月六日(金)から八月二十四日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十四日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局(電話〇五八 二七二 一一一 一 一 内線三三三三七)、岐阜県警察本部警務課(電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三三)又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

正 誤

(原稿誤り)

平成十九年四月一日号外(五) 岐阜県会計規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第四

十九号)六頁中 「第3号様式(第21条関係)
は、「第3号様式(第21条関係)」の略。

(新)

平成二十二年七月九日発行

発 行 者

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター